**仕事と育児の両⽴を進めよう︕**

**育児休業（育休）は性別を問わず取得できます。**

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 申出時点で，子の１歳６か月（２歳までの育児休業の場合は２歳）到達日までに雇用契約の期間が満了し，更新されないことが明らかでない場合に取得できます。  ※短時間勤務の特任教員等は非常勤職員に準じて取得できます。  ※配偶者が専業主婦（夫）でも取得できます。※夫婦同時に取得できます。  ＜対象外＞  ①申出の日から１年以内（１歳６か月⼜は２歳までの育児休業の場合は６か月以内）に雇⽤関係が終了する ②１週間の所定勤務日数が２日以下 |
| 期間 | 原則，子が1歳に達する日（１歳の誕生日の前日）までの連続した一定の期間。配偶者が育児休業をしている場合は，１歳２か月に達するまで（パパ・ママ育休プラス）。保育所等に入所できない等の事情がある場合は最長で２歳に達するまで |
| 申出  期限 | 原則休業の１か月前まで（１歳６か月又は２歳までの育児休業の場合は２週間前まで）に所属部局の総務担当係に申し出てください。 |
| 回数 | 原則１回。ただし，産後休暇を取得していない職員が子の出生後８週間以内に最初の育児休業を取得した場合は，特別な事情がなくても，再度の取得が可能（パパ休暇）。 |

**育児休業には，給付の⽀給や社会保険料免除があります。**

育児休業給付

　育児休業を取得し，受給資格を満たしていれば，原則として休業開始時の賃⾦の67%（180 日経過後は50%）の育児休業給付を受けることができます。

育児休業期間中の社会保険料の免除

　その月の末日が育児休業期間中である場合，育児休業をしている間の社会保険料が被保険者本⼈負

担分及び事業主負担分ともに免除されます。

**本学では，育児休業等の申出をしたこと⼜は取得したことを理由として不利益な取扱いをすることはありません。**

**また，妊娠・出産，育児休業等に関するハラスメント⾏為を許しません。**

　育児休業の取得の意向について，以下を記載し，このページを所属部局の総務担当係へ提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 該当するものに○ |  |
|  | 育児休業を取得する。 |
|  | 取得する意向はない。 |
|  | 検討中 |

|  |  |
| --- | --- |
| 【提出日】 | 令和●年●月●日 |
| 【提出者】 | 所属　□□学部 |
|  | 氏名　◆◆ ◆◆ |